

総合型地域スポーツクラブ「カンガルークラブ」会員規約

第1章 総則

第1条 【名称】

本クラブは、カンガルークラブ(以下「本クラブ」と称する)。

第2条 【所在地】

本クラブは、主たる事務所を 横浜市保土ヶ谷区岩井町350-A-201
NPO法人 ラーニングスペース・サトー 事務所内に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 【目的】

本クラブは、地域住民に対し社会や行政と連携・協働しながらスポーツ・文化活動の振興を図り、「子どもの健全育成」「地域住民の健康維持・増進」「世代を超えた交流」を推進することで、地域住民の活気あふれる楽しい町づくりに貢献することを目的とする。

第4条 【事業】

前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) 定期的 スポーツ・文化活動の実施
- 2) 子どもの健全育成を図るイベントや教室の開催
- 3) 地域住民の健康維持・増進を図るイベントや教室の開催
- 4) 会員相互または地域住民の親睦を図るイベントの開催
- 5) その他、本クラブの目的達成のために必要な事業

第3章 会員

第5条 【会員構成】

クラブ会員は、次の各号を持って会員とする

- 1) スポーツ活動会員
- 2) 文化活動会員
- 3) 贊助会員

第6条 【入会資格】

本クラブに入会する者は、次の各号の要件を備えている必要がある。

- 1) 本クラブの目的に賛同する方
- 2) 本クラブの定める諸規定を守ることができる方

第7条 【入会手続き】

本クラブへの入会希望者及び年度更新者は、次の各号の手続きに従い申し込むものとする。

- 1) 所定の申込用紙に必要事項を記入し、クラブ事務局に申し込むものとする
- 2) 未成年者の場合は、親権者の同意を得ることとする
- 3) 入会後に入会申込書の記載事項に変更が生じた場合は、クラブ事務局に速やかに届け出る事
- 4) 本クラブの会員の資格は、他に貸与・譲渡できない

第8条 【会費】

本クラブの会員は、別途定める会費を納入することとする。

第9条 【会員資格の喪失】

本クラブの会員資格は、退会・除名・死亡によって喪失する。

第10条 【退会】

会員が本クラブを退会する場合は、書面をもって届け出るものとする。

第11条 【除名】

会員が各号の一つに該当するに至った場合、運営委員会にはかり、これを除名することができる。但し、除名の前に当事者へ弁明の機会を与える。なお、除名となった場合、ある一定期間本クラブへの再入会はできないものとする。

- 1) 本クラブの目的および会員規約に反する行為をしたとき
- 2) 本クラブの名誉を傷つけた場合
- 3) 各活動において著しい迷惑行為があつたとき
- 4) 正当な理由なく会費を納入しないとき

第12条 【保険】

本クラブはスポーツ活動会員に対し、入会と同時にスポーツ安全保険を適用し、手続きはすべて事務局で行うものとする。

第13条 【拠出金品の不返還】

既納の会費及びその他の既拠出金品はこれを変換しない。

第4章 組織

第14条 【役員】

本クラブに次の役員を置く。

- 1) クラブマネージャー 正・副 各1名
- 2) アシスタントマネージャー 若干名
- 3) 運営委員 3名以上10名未満
- 4) 監事 若干名

第15条 【役員の責任】

運営委員については、会員の中から推薦・互選し総会において承認する

2. クラブマネージャー及びアシスタントマネージャーについては運営委員会にて互選し、総会にて承認する。

3. 監事については、クラブマネージャーが委嘱する

第16条 【役員の任期】

- 役員の任期は2年とする。但し、再任は妨げない。
2. 欠員の為、又は増員によって就任した役員の任期はそれぞれの前任者または現認者の残存期間とする。

第17条 【役員の職務】

1. クラブマネージャーは、本クラブを代表しクラブ運営を統括する。
2. アシスタントマネージャーはクラブマネージャーを補佐しクラブマネージャーに事故あるとき又はクラブマネージャーが欠けた時はその職務を代行する。
3. 運営委員は会務を分担する。
4. 監事は本クラブの財務を監査する。

第5章 機関

第18条 【会議】

本クラブは事業推進のため次の会議をひらく。

1. 総会
2. 運営委員会
3. 専門部会

第19条 【総会】

総会は通常総会と臨時総会の2種とする。

2. 通常総会は毎年開催する。
3. 通常総会は会長が招集する。
4. 議長については、出席者の中から選任する。
5. 総会において次の事項を議決または承認する。
 - (1) クラブの基本方針に関すること
 - (2) 規約の制定・改廃に関すること
 - (3) 事業報告・異業計画に関すること
 - (4) 予算及び決算に関すること
 - (5) 役員に関すること
 - (6) その他クラブの運営に関し重要な事項
6. 総会は、役員の過半数の出席(委任状を含む)を持って成立する。
7. 総会は出席役員(委任状を含まない)の過半数の同意を必要とする。
ただし、可否同数の場合は議長の決するところとする。
8. 総会での議決又は承認事項は、会員へ報告する。
9. 臨時総会は、運営委員会が必要と認め召集の請求をしたときとする。

第20条 【運営委員会】

本クラブの事業運営の為に運営委員会を設置する。

2. 運営委員会は運営委員長(以下委員長)が招集、委員長が議長となる。
3. 運営委員会は、本クラブのすべての機関を掌握し、委員から報告される事業の検討及び運営に関する事項を協議し決定する。
4. 運営委員会は、必要に応じて招集し、審議・議決する。また、議決は運営委員の三分の2以上の出席で過半数の賛成を必要とする。

第21条 【専門部会】

本クラブの円滑な運営の為に専門部会を置くことができる。

2. 部会は、本クラブの目的達成の為の審議を行い、その結果を運営委員会に諮問する。

第6章 会計

第22条 【会計】

本クラブの運営費は、入会金・年会費・参加費・事業収入・寄付金・協賛金及び各種団体からの補助金をもって充てる。

2. 会費の額は総会の承認を要する。
3. 会費は原則として所定の金額を納入する。
4. 一度納入した入会金・年会費及び参加費は、理由の如何を問わず変換しない。
5. 本クラブの会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第23条 【事務局】

本クラブの事務を処理するために事務局を置く。

事務局の運営に必要な事項は、運営委員長が別に定める。

第24条 【運営費の管理】

本クラブの運営費の管理は、事務局に委嘱する。

第7章 事故の責任

第25条 【事故の責任】

会員は、本クラブの活動をする際は、本クラブ及び活動施設の諸規則、担当スタッフや指導者の指示に従い、事故の責任において行動するものとする。

活動中に起きた事故は原則として保険適用範囲内で保障するが、規則や指示に反して盗難・傷害等の事故が発生した場合、本クラブ及び指導者に対して一切の損害賠償を請求できないものとする。

第8章 細則

第26条 【細則】

本規約に定めない事項及び運営上必要な細則は、運営委員会の議決によって定める。

附則 本クラブの会則は、平成22年4月1日から施行する。

附則 本クラブの会則は、平成25年4月1日から施行する